

所得税法の一部が改正

長期譲渡は5年以上が対象

譲渡所得の長期と

短期の判定基準の改正

土地については、長期と短期の判定基準の所有期間が、

10年から5年に改められました。昭和62年10月1日以後に売った土地等については、売った年の1月1日現在における所有期間が5年を超えている場合は「長期譲渡所得」、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。(建物に

ついては改正されておりません。また、昭和62年9月30日以前に売った場合の判定基準の所有期間は、10年で変わっていませんので注意してください。)

課税を繰り延べることににより、課税されませんでした。

また、土地・建物を売った金額よりも買替資産の金額が下回った場合は、その差額について課税され、買替資産の金額については課税の繰り延べを受けることができました。

事業用資産の買替えの特例の改正

買替えの特例の改正

事業資産の買替えの特例を適用した場合、従来は土地・建物を売った金額よりも買替資産の金額が上回っていたら、

課税を繰り延べることににより、課税されませんでした。また、土地・建物を売った金額よりも買替資産の金額が下回った場合は、その差額について課税され、買替資産の金額については課税の繰り延べを受けることができました。今回の改正により、10月1日以後に土地・建物を売って、事業資産の買替えの特例を受けようとする場合には、次のとおり所得金額の計算方法が変わりました。

山武地区政治学級

日時 11月28日(土)

午後1時～4時40分

場所 山武町中央会館(山武町役場となり)

講師及びテーマ

「節目にきた地方政治」朝日新聞編集委員・川島正英氏

「ニュース報道の現場から」TBSニュースキャスター・吉川美代子氏

申込 山武支庁総務課企画係

(☎04755④0222)

までお申込みください。

中央公民館エアロビクスクラブでは、ただ今、男女会員を募集しています。

詳しくは、文化会館(②1351)におたずねください

3121)へお尋ね下さい。



11月9日は「119番の日」

119番で通報するときは



種類—火事か？ 救急か？
場所—何地区のどこ(目標)か？
状況—どうした？

(火事の場合は何が燃えているか)

自分の家の電話番号・住所・氏名をメモしておきましょう。

火事などの問い合わせは

04797 ③ 3500

年末調整等の説明会

■11月20日 午後2時～4時

山武郡市振興センター

対象 官公庁

■11月25日 午後2時～4時

横芝町中央公民館

対象 横芝町

中央公民館エアロビクスクラブでは、ただ今、男女会員を募集しています。詳しくは、文化会館(②1351)におたずねください

3121)へお尋ね下さい。

までお申込みください。

中央公民館エアロビクスクラブでは、ただ今、男女会員を募集しています。

詳しくは、文化会館(②1351)におたずねください

3121)へお尋ね下さい。